

民間施設を対象とする「屋根貸しマッチング事業」の開始について

県では、7月1日からスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度を積極的に活用し、太陽光発電設備の県有施設への導入を推進するため、全国に先駆けて「屋根貸し」事業を開始しました。

この「屋根貸し」事業は、新たなビジネスチャンスとして注目されており、県としては民間施設への普及を図り、太陽光発電設備の導入を加速化させたいと考えています。

そこで、「屋根貸し」を希望する民間施設と、「屋根借り」を希望する事業者をそれぞれ公募し、県のホームページに掲載することにより、太陽光発電設備の導入に向けた双方の主体的な協議を促進する「屋根貸しマッチング事業」を開始することとしたので、お知らせします。

1 「屋根貸し」希望施設の登録要件

登録要件は、次の(1)から(4)の全ての項目に該当する施設とします。

(1) 賃貸期間等

屋根を20年間（固定価格買取制度の買取期間）継続して賃貸できる県内の民間施設（公共施設を除く施設であり社会福祉法人や学校法人等が所有する施設を含む。）であること。

(2) 施設の耐震性

建築基準法に基づく新耐震基準が適用されている（1981年6月1日以降に建築確認を受けた施設）又は新耐震基準は適用されていないが耐震補強工事が行われている施設であること。

(3) 屋根の面積

太陽光パネルを設置できる1棟の屋根の面積が500㎡以上であること。（傾斜屋根の場合は、北向きの面の面積を除く。）

(4) 日照条件

周囲に受光障害物（山、森林、ビル等）がなく、日照条件が良好であること。

2 「屋根借り」希望事業者の登録要件

登録要件は、法人格を有し、かつ、県内に事務所を有する団体とします。

また、事業者の構成要件等は設けませんので、一事業者としての登録のほか、複数事業者、共同企業体（JV）、事業協同組合、特別目的会社（SPC）等として登録いただくこともできます。

なお、複数事業者、共同企業体（JV）として登録を希望される場合は、代表事業者を定めていただきます。

3 登録方法等

(1) 登録方法

「屋根貸し」希望施設登録申請書又は「屋根借り」希望事業者登録申請書に必要な事項を記載し、電子メールで送信してください。

登録申請書の様式は、次のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f421164/>

(2) 受付期間

平成24年9月7日(金曜日)から、随時、登録申請を受け付けます。

(3) 申請先

環境農政局 新エネルギー・温暖化対策部 太陽光発電推進課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

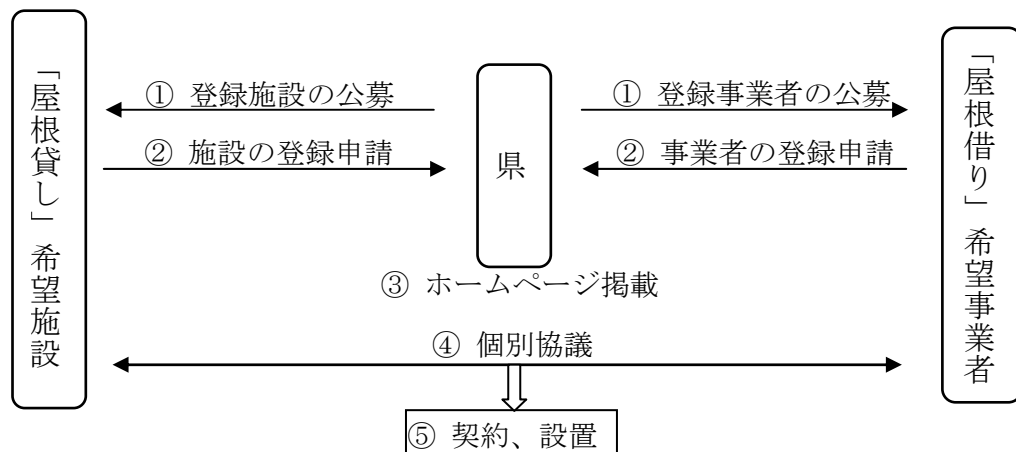
電話 045-210-4076、4090(直通)

電子メールアドレス：次の専用お問い合わせフォームに必要な事項を入力し、申請先のアドレスを入手の上、送信してください。

専用お問い合わせフォーム：

<https://cgi.pref.kanagawa.jp/ques/questionnaire.php?openid=2000000250>

4 手続の流れ



(留意点)

この事業は、県が「屋根貸し」希望施設と「屋根借り」希望事業者をホームページに掲載することにより、当事者間の主体的な協議を促進することを目的としており、特定の施設や事業者の推薦やあっせん等を行うものではなく、また、太陽光発電設備を設置できることを保証するものでもありません。

なお、県が県有施設の「屋根貸し」事業を行った経験を活かして、双方からの相談には積極的に応じます。

(問い合わせ先)

神奈川県環境農政局

新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課

課長 山口 電話 045-210-4101

グループリーダー 佐藤 電話 045-210-4076

グループリーダー 武川 電話 045-210-4090